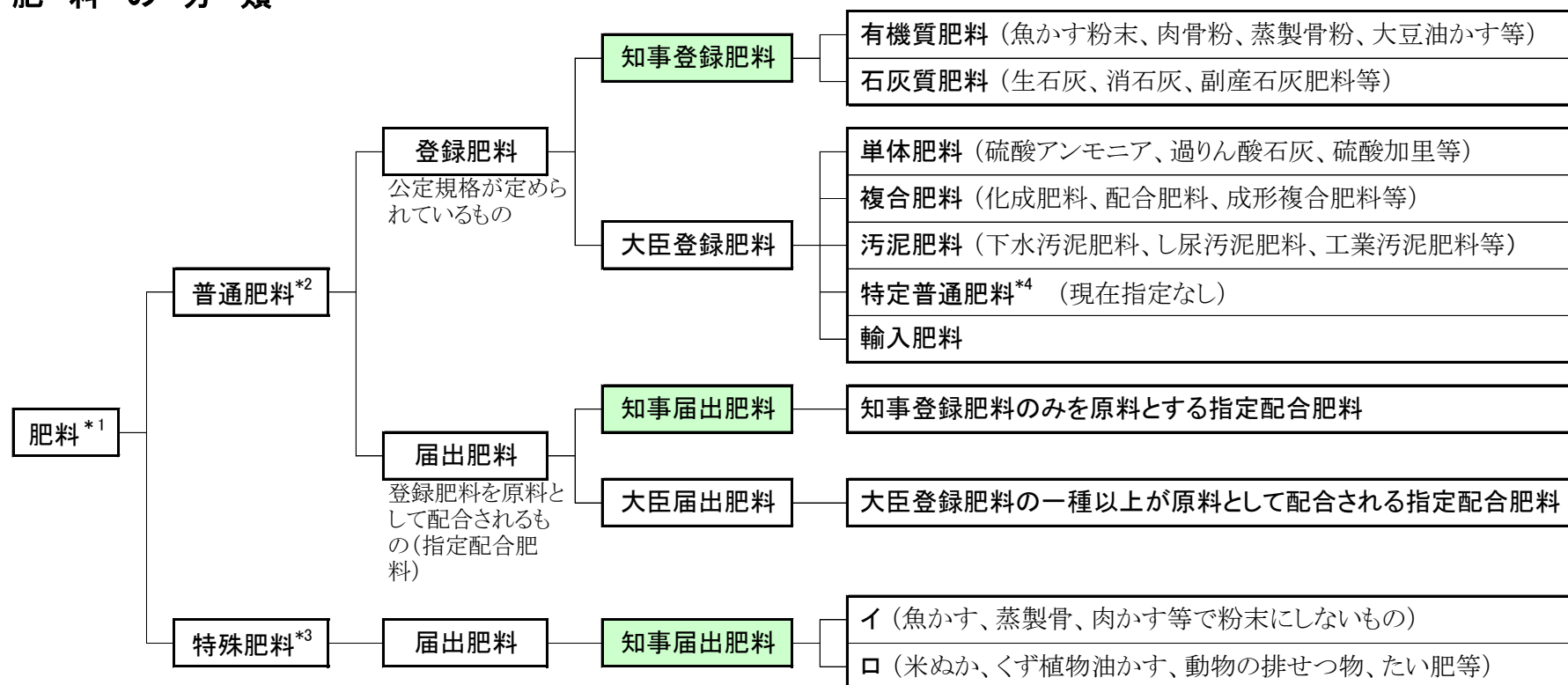


# 肥料の分類



## 定義

### \*1 肥料

- (1) 植物の栄養に供することを目的として土地に施されるもの(一般的な肥料)
- (2) 植物の栽培に資するため、土壤に化学的変化をもたらすことを目的として土地に施されるもの(石灰等)
- (3) 植物の栄養に供することを目的として植物に施されるもの(葉面散布肥料)

### \*2 普通肥料 (13項目151種類)

特殊肥料以外の肥料であって、汚泥肥料を除き有効成分等について公定規格等が設けられているもの

### \*3 特殊肥料

農林水産大臣が指定する肥料であって、有効成分について規定がないもの

### \*4 特定普通肥料

含有している成分である物質が植物に残留する性質からみて、施用方法によっては人畜に被害を生ずるおそれがある農産物が生産されるものとして政令で定める普通肥料